

第2章 茨木市建設工事等検査要綱取扱要領

茨木市建設工事等検査要綱取扱要領

(目的)

第1 茨木市建設工事等検査要綱（平成17年7月1日実施。以下「要綱」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、その運用の円滑化を図るものとする。

(工事等検査計画書の作成)

第2 検査を計画的に実施するため、工事施行担当課長は要綱第3第1項に定める建設工事に係る請負契約締結後、速やかに、契約検査課長と工事施工内容等について協議・調整を行うものとする。

2 契約検査課長は、前項による協議・調整を行ったときは、工事等検査計画書（様式第1号）を作成し、工事施行担当課長に送付するものとする。

3 工事施行担当課長は、前項に規定する工事等検査計画書の内容を変更する必要があるときは、契約検査課長にその旨通知するものとする。

(工事施行担当課で検査することが適切であると認められる建設工事)

第3 要綱第3第1項かつこ書の建設工事に係る請負契約は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 工事施工時に確認すべき工事で、事後検査では確認できないもの

(2) 広範囲に及ぶため、事後検査では確認できないもの

(3) その他検査担当部長による検査が適切でないもの

(工場検査)

第4 要綱第4第3号に規定する工場検査のうち、検査担当部長が実施する工場検査の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 出来形及び竣工検査時における工場預かりとなる製品については、工場に出向き検査を行うものとする。

(2) J I S 製品など標準品の組立ての場合は、製作会社の検査成績表の提出を求め、検査成績表等の資料により検査を行うものとする。ただし、工事施行担当課長から工場検査の要請がある場合は、協議するものとする。

(基本検査)

第5 要綱第4第4号に規定する基本検査の種類及び実施時期は、次の各号に掲げる検査の種類に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 基礎検査 杭打ち、堀方、栗石工及び配筋、路盤及び路床工の完了したとき。

(2) 埋設構造物検査 埋設される構造物が完成したとき。

(3) 鉄筋（配筋）検査 鉄筋組み立てが完了したとき。

(4) 構造金物検査 構造金物（サッシ等を含む。）の取り付け完了のとき。

(5) 建方検査 木造又は鉄骨造（軽量鉄骨造を含む。）の完成したとき。

- (6) 躯体検査 躯体コンクリート打ち上げ完了のとき。
 - (7) 防水槽検査 防水槽工事の施工中。
 - (8) 下組検査 床組、天井下地等の完了したとき。
 - (9) 配管検査 電気、給排水、ガス等の埋設又は隠蔽される配管の施工中。
 - (10) その他 前各号に定めるもののほか、契約検査課長が必要と認めたとき。
- 2 前項各号に掲げる検査については、工事施行担当課と協議するものとする。
 - 3 前項で協議した項目について変更の必要がある場合は、別途協議するものとする。
(設計変更)

第6 要綱第5の設計変更にあつては、次に掲げる書類を契約検査課長に提出するものとする。

- (1) 設計変更理由書
- (2) 変更図面（色分けしたもの）
- (3) 変更内訳書（変更による増減部分）
- (4) その他契約検査課長が必要と認めるもの
(検査の立会い)

第7 要綱第12の検査については、監督員及び受注者又は現場代理人の立会いを求めなければならないが、緊急等やむをえない理由により、立会いができない場合は、委任状の提出により委任者の立会で検査することができる。また、どうしても立会いができない場合で、かつ、検査員がこれらの者の立会いが特に必要でないと認めた場合は、これらの者の立会いなしに検査することができる。この場合においては、受注者又は現場代理人が欠席のままで検査を実施することとなるので、運用に当たっては、十分に配慮しなければならない。

- 2 検査員は、前項の規定により立会いなしに検査をした場合で、確認することができないものについては後日、受注者又は現場代理人に必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 受注者又は現場代理人は、前項に規定する資料を求められた場合は、速やかに検査員に提出しなければならない。
(その他)

第8 この要領について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年7月1日（第2項において「実施日」という。）から実施する。
- 2 この要領は、実施日以後に締結する工事等請負契約から適用し、同日前に締結したのものについては、なお従前の例による。

3 茨木市建設工事等検査要綱取扱要領（昭和63年5月1日実施）は、廃止する。

附 則

（実施期日）

1 この要領は、平成27年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の茨木市建設工事等検査要綱取扱要領の規定は、この要領の実施の日以後に締結する工事等請負契約について適用し、同日前に締結した工事等請負契約については、なお従前の例による。